

証券コード 2228

平成28年11月7日

株主各位

山形県山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号



株式会社 シベール

代表取締役社長

黒木 誠 司

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年11月22日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年11月23日（水曜日）午前11時（受付開始 午前10時）
2. 場 所 山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号 シベールアリーナ
3. 目的事項
報告事項 第46期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）事業報告並びに
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
1. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社のウェブサイト (<http://www.cybele.co.jp/>) に掲載致します。
 2. ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、実際にご出席の株主様には、ささやかなお土産を準備しておりますが、実際にご出席の株主様お1人につき、1つとさせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府月例経済報告の「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」との判断が5ヵ月連続で据え置かれるなど、依然としてはつきりしない状況が続いております。当社の事業が依存する個人消費につきましても、消費増税延期が示す通り、鈍い動きとなっております。

このような環境の下、当社は当期より経営体制と組織を変革し、より一層、地域社会になくてはならない存在となるべく、諸施策を実施して参りました。

しかし、全社売上高は、主力のラスク及びパンの売上低迷が続き、前期に比べ7.4%減少し、3,162百万円となりました。損益につきましても、引き続き原価率の低減と販売費及び一般管理費の圧縮に努めましたが、売上高の減少から、営業損失84百万円（前期は営業利益62百万円）、経常損失85百万円（前期は経常利益58百万円）、当期純損失82百万円（前期は当期純利益26百万円）とそれぞれ悪化いたしました。

部門別の売上高につきましては、次の通りであります。

(単位：百万円)

部門別	品目	前事業年度 売上高	当事業年度 売上高	前期比(%)
通信販売	ラスク	807	701	86.8
	その他焼菓子等	144	141	97.3
	洋生菓子	28	25	89.4
	パン	—	4	—
	計	980	872	88.9
店舗販売	パン	711	644	90.6
	ラスク	613	567	92.5
	その他焼菓子等	424	414	97.7
	洋生菓子	385	360	93.5
	料飲	301	303	100.8
計	2,435	2,289	94.0	
合計		3,416	3,162	92.6

《通信販売》

今期より売上即効性重視の販売促進を改め、顧客の離脱防止と顧客基盤を厚くしようと顧客階層毎に異なった顧客とリレーションシップを築くことを目的としたDMを打つ等の施策に方向転換しましたが、短期的には売上へ効果が薄かったこと及び主力ラスクの新商品投入が遅れたことが響き売上高は前期に比べ11.1%減少し、872百万円となりました。

《店舗販売》

平成27年9月から事業部制を廃止し、営業本部、生産本部、管理本部の本部制としましたが、新組織が機能するまで時間が掛かり、新商品の投入が遅れたこと等から、ラスク及びパンの不振が続き、売上高は前期に比べ6.0%減少し、2,289百万円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は136百万円であり、その主なものは平成28年9月に開設した「シベールの杜 荒井店」の建設着手金及び設計料64百万円、サーバーの更新19百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、設備投資資金及び経常運転資金として長期借入金670百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第43期 平成25年8月期	第44期 平成26年8月期	第45期 平成27年8月期	第46期 平成28年8月期
売 上 高 (百万円)	3,569	3,468	3,416	3,162
経常利益(△は経常損失) (百万円)	△28	△30	58	△85
当期純利益(△は純損失) (百万円)	14	△100	26	△82
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	888.87	△69.87	18.70	△57.71
総 資 産 (百万円)	4,007	3,829	3,487	3,680
純 資 産 (百万円)	1,906	1,773	1,757	1,620
1株当たり純資産額 (円)	132,683.23	1,234.12	1,223.00	1,128.00

(注) 当社は、平成26年3月1日付けで、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第44期の1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は当該分割が第44期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国は、今後急速に高齢化が進み、人口が減少することが予想されております。また、お中元やお歳暮の習慣がこの数十年で大きく廃れていることが報じられており、その傾向は、さらに強まることが予想されております。国内の「食」とその「贈り物」の分野に事業基盤を置く当社の経営環境は、より厳しくなっていくものと考えられます。

このような経営環境下で、1.過去の延長線上からの脱却、2.損益分岐点引き下げのための構造改革、3.社員の経営参加に向けた風土作り、の方針の下、一つひとつ改革を実施して参ります。具体的には、昨年変更した組織を定着させて総合力の向上を図るとともに、試行的に実施した人事考課制度を本実施に移行し、会社の目標と個人の目標をリンクさせて、企業業績の向上と社員の成長を図って参ります。

営業戦略においてもゼロベースで見直し、新しい取り組みを行って参ります。通信販売においては、売込み感の強いカタログを高頻度で送る「売上即効性重視方式」を抜本的に改め、お客様の特性に応じたきめ細かなフォローを行う「顧客数増加重視方式」に変更いたします。店舗販売においては、「待ちの営業」を改め、お客様情報を活用した「攻めの営業」に転換し、お客様基盤の充実を通じた業績の向上を図って参ります。また、新しい販

売チャネルの開拓にも積極的に取組んで参ります。

また、CS向上施策として「店舗ピカピカ」「笑顔ニコニコ」「挨拶ハキハキ」を通して、シベールのサービスの基本精神である「自分がして欲しいことを、お客様にしてあげる」との実践を行います。

食品製造販売を営む企業にとっては、「安全・安心」の商品提供は何よりも優先する課題です。全社員が常に緊張感を持って対処するよう、啓蒙・点検・マニュアルの遵守に努めて参ります。食品表示法の改定についても、全社員に理解を徹底するべく取り組みを強化して参ります。

企業の持続的発展が地域社会への貢献の唯一の道です。その為に「シベールファクトリーパーク」の更なる充実を図り、企業メセナと相俟ってお菓子文化と芸術文化を融合させ、日本に2つとない複合施設の存在を更に際立たせて全国から集客し、他社との差別化戦略を強化して参ります。

「ラスク発祥の祖」としての誇りを胸に、シベールのビジョン・理念を大切にしながら企業価値の向上に努め、お客様満足を持続的に提供することにより、社会的責任を果たせる会社を構築して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年8月31日現在)

当社の事業内容は、洋生菓子、ラスク、その他焼菓子等、パンの製造販売及びレストラン・喫茶の運営であります。

通信販売は、日本全国のお客様に通信手段を用いて、販売を行うとともに、百貨店等での催事や卸取引を行っております。商品は、ラスク及び焼菓子を中心です。

また、首都圏に通信販売のお客様の迎賓館との位置付けで3店舗を運営しております。

店舗販売は、山形地区及び仙台地区において多店舗を展開し、対面販売を行っております。洋菓子の販売及びパンの製造販売並びにレストラン等の運営がその内容です。

主な部門及び製品は次の通りであります。

	部 門	主 要 製 品 名
通信販売	ラスク等の通信販売、卸売、首都圏等における百貨店等のテナント運営	ラスク、その他焼菓子等、洋生菓子
店舗販売	山形、仙台地区における洋菓子、パンの製造販売及びレストラン等の運営	パン、ラスク、その他焼菓子等、洋生菓子、料飲

(6) 主要な事業所 (平成28年8月31日現在)

名 称		所 在 地
(山形地区)		
本社、洋菓子工場		山形市
麦工房 (ラスク工場・受注施設)		山形市
店 舗 名	シベール ファクトリーメゾン	山形市
	シベールの杜 天童店	山形県天童市
	シベールの杜 北店、シベールズダイニング	山形市
	シベール 東店、シベールズカフェ東店	山形市
	シベール 西店	山形市
	シベール 寿町店	山形市
	しべーる+カフェ	山形市
	シベール 寒河江店	山形県寒河江市
	麦工房 山形大沼店	山形市
	麦工房 エスパル山形店	山形市
	麦工房 メゾン分店	山形市
カフェ・ド・シベール (文翔館内)	山形市	
(仙台地区)		
事務所、洋菓子工場		宮城県柴田郡川崎町
店 舗 名	ファクトリーテラス、そば ^{やまかた} 山彼方	宮城県柴田郡川崎町
	シベールの杜 桂店	仙台市泉区
	シベールの杜 河原町店	仙台市若林区
	シベールの杜 名取店、そば亭 ^{やまかた} 山彼方	宮城県名取市
	シベールの杜 南中山店	仙台市泉区
	ル・グレン 八木山店	仙台市太白区
	シベールの杜 富沢店	仙台市太白区
	シベールの杜 エスパル仙台店	仙台市青葉区
(東京地区)		
麦工房 東京青山店		東京都港区
シベールの杜 ecute 立川店		東京都立川市
麦工房 川崎アゼリア店		川崎市川崎区

(注) 「シベールの杜 エスパル仙台店」は、平成28年3月に新規開設致しました。また、平成28年4月に「シベール東店」にレストラン「シベールズカフェ東店」を併設し、営業を開始しております。

(7) 使用人の状況（平成28年8月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
201 (210) 名	13名減 (21名増)	34.0歳	9.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社山形銀行	1,002百万円
株式会社七十七銀行	284
株式会社商工組合中央金庫	130
株式会社三井住友銀行	102
株式会社日本政策投資銀行	100
株式会社みずほ銀行	30
株式会社荘内銀行	30
三井住友信託銀行株式会社	18
日本生命保険相互会社	8
株式会社日本政策金融公庫	2

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年8月31日現在)

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 6,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,806,800株 (自己株式370,000株を含む) |
| ③ 株主数 | 7,279名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社ムゲン	187,800株	13.07%
公益財団法人弦地域文化支援財団	145,000	10.09
東京中小企業投資育成株式会社	84,000	5.85
株式会社山形銀行	70,000	4.87
シベール社員持株会	21,600	1.50
株式会社三井住友銀行	14,000	0.97
黒田辰男	11,500	0.80
日本生命保険相互会社	11,200	0.78
日本製粉株式会社	10,000	0.70
渡辺誠二	9,600	0.67

(注) 当社は、自己株式370,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況 (平成28年8月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成28年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐 島 清 人	
代表取締役社長	黒 木 誠 司	営業本部長
常 務 取 締 役	黒 田 辰 男	生産本部長
常 務 取 締 役	本 田 政 信	管理本部長
取 締 役	小 山 正 隆	営業副本部長
取 締 役	井 上 弓 子	高島電機(株) 代表取締役会長、(株)山形銀行 社外取締役
常 勤 監 査 役	我 妻 良 彦	
監 査 役	大 場 正 仁	山形酸素(株) 代表取締役社長、(株)荘内銀行 社外取締役
監 査 役	高 橋 勝 幸	高橋畜産食肉(株) 代表取締役社長、(株)山形県観光物産会館 社外取締役

- (注) 1. 平成27年11月23日開催の取締役会において、取締役佐島清人は代表取締役会長に、取締役黒木誠司は代表取締役社長に選定され、それぞれ就任しております。
2. 取締役井上弓子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、取締役井上弓子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役大場正仁及び高橋勝幸の両名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役我妻良彦は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成28年9月1日付で、常務取締役黒田辰男は生産本部長兼営業本部副本部長兼生産企画室長に、取締役小山正隆は特命担当役員に、それぞれ就任しております。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する方針

取締役の報酬は月額報酬とし、平成14年11月22日開催の第32期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいた範囲内で、役位毎の役割が業績に与える大きさや責任範囲等に基づき、取締役会において決定し、支給することとしております。

監査役の報酬等は、その職務の独立性を確保する観点から、業績とは無関係に月額とし、平成15年11月27日開催の第33期定時株主総会において年額6百万円以内と決議いただいた範囲内で、各監査役の協議に基づく適正な決定額を支給することとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	53,880千円 (840千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	4,560千円 (1,680千円)
合 計	9名	58,440千円

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社の関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	井 上 弓 子	高島電機株式会社 代表取締役会長 株式会社山形銀行 社外取締役
社 外 監 査 役	大 場 正 仁	山形酸素株式会社 代表取締役社長 株式会社荘内銀行 社外取締役
社 外 監 査 役	高 橋 勝 幸	高橋畜産食肉株式会社 代表取締役社長 株式会社山形県観光物産会館 社外取締役

- (注) 1. 山形酸素株式会社は、当社の取引先であります。
 2. 株式会社山形銀行並びに株式会社荘内銀行は、当社の取引銀行であります。
 3. 株式会社山形県観光物産会館は、当社の取引先であります。
 4. その他の兼職先と当社間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	井 上 弓 子	取締役会17/17回 100%出席 他の上場企業における社外取締役及び会社経営並びに女性経営者の交流会等の経験から、適宜発言を行っております。
監 査 役	大 場 正 仁	取締役会14/17回 82%出席、監査役会12/16回 75%出席 他の上場企業における社外取締役を兼務していること並びに会社経営の実績と経験から、適宜発言を行っております。
監 査 役	高 橋 勝 幸	取締役会17/17回 100%出席、監査役会16/16回 100%出席 会社経営の実績と経験から、適宜発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を有しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項に掲げられている事由及びこれに準ずる事由等を会計監査人の解任または不再任の決定方針としております。

⑤ 過去2年間業務停止の処分を受けた者に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

ハ. 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 代表取締役社長を委員長とする「シベール コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、当社の経営理念に基づく「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。
- ロ. 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果はその重要性に応じ代表取締役及び監査役に報告します。
- ハ. コンプライアンス上疑義のある行為について社員が直接情報提供を行うための窓口を設け、企業活動の健全性と適合性を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体（以下、文書等という）に記録し、保存致します。
- ロ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する体制

- イ. 「シベール コンプライアンス・リスク委員会」は、各種リスクに適切に対処するため、総括的なリスク管理体制及び管理手法を整備致します。
- ロ. 内部監査室は、リスク管理状況を監査し、代表取締役及び監査役に当該結果を報告することと致します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、中期経営計画を策定し、その達成のための諸施策を年度事業計画に反映させ、予算化等を行い、月次の取締役会で取締役の業務執行状況の監視・監督を行います。
- ロ. 取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標に対するレビュー・分析、付議案件及び改善策の検討・指示など、多面的な議論・審議・決議を行います。
- ハ. 組織規程等により、各組織単位の職務権限及び意思決定のルールを定め、効率的な職務の執行を行います。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する兼務社員を管理本部人事部に置き、監査役の指揮命令に服するものとします。

⑥ 前項の社員の取締役からの独立性に関する事項

当該社員の人事異動及び人事評価等に係る事項については、監査役に報告し、監査役の意見を尊重した上で行うものと致します。

⑦ **取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制**

- イ. 監査役は、取締役会のほか、重要な任意の会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
- ロ. 取締役及び社員等は、業務又は財務の状況に重大な影響を与える事柄について、監査役への報告義務を有するとともに、監査役の要求に従い、自己の職務の執行状況を監査役に報告致します。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、内部監査室及び監査法人と密接な情報交換及び連携を図ります。

また、代表取締役と監査役との定期的な会議を開催し、相互認識を深める体制としております。

⑨ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制整備**

- イ. 当社は、健全な社会秩序維持に貢献するため反社会的勢力とは取引その他一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求等には組織全体として毅然とした態度で臨みます。
- ロ. 管理本部総務事務部を統括部門として、弁護士、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を密にし、情報の収集・管理を行いながら、反社会的勢力による被害を防止するために、組織的かつ適正に対応します。

⑩ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。また、内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

(6) **株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	586,803	流動負債	674,530
現金及び預金	337,604	買掛金	95,924
売掛金	70,379	1年内返済予定の長期借入金	361,639
商品及び製品	9,518	未払金	139,316
仕掛品	14,452	未払費用	17,538
原材料及び貯蔵品	68,800	未払法人税等	10,320
未収入金	10,663	未払消費税等	9,522
前払費用	30,758	前受金	1,330
繰延税金資産	45,198	預り金	6,819
貸倒引当金	△573	賞与引当金	15,000
固定資産	3,093,946	ポイント引当金	16,153
有形固定資産	2,853,153	その他の	964
建物	1,463,187	固定負債	1,385,512
構築物	51,048	長期借入金	1,345,603
機械及び装置	81,911	資産除去債務	34,313
車両運搬具	9,314	その他の	5,595
工具、器具及び備品	66,578		
土地	1,097,047	負債合計	2,060,042
建設仮勘定	84,064	(純資産の部)	
無形固定資産	12,269	株主資本	1,618,915
借地権	4,349	資本	488,355
ソフトウェア	4,156	資本剰余金	554,141
その他の	3,763	資本準備金	554,141
投資その他の資産	228,524	利益剰余金	1,427,419
投資有価証券	46,045	利益準備金	7,830
出資	842	その他利益剰余金	1,419,589
長期前払費用	16,312	別途積立金	1,400,000
繰延税金資産	19,219	繰越利益剰余金	19,589
敷金及び保証金	97,934	自己株式	△851,000
建設協力金	48,550	評価・換算差額等	1,791
貸倒引当金	△380	その他有価証券評価差額金	1,791
資産合計	3,680,750	純資産合計	1,620,707
		負債及び純資産合計	3,680,750

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成27年 9月 1日から
平成28年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,162,147
売上原価	1,732,031
売上総利益	1,430,115
販売費及び一般管理費	1,514,863
営業外収益	84,747
営業外費用	13,887
特別利益	85,521
特別損失	100,348
当期純損失	100,348
法人税、住民税及び事業税	8,288
法人税等調整額	△25,718
当期純損失	82,919

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
		別途積立金			繰越利益剰余金	
当期首残高	488,355	554,141	7,830	1,400,000	145,612	△851,000
当期変動額						
剰余金の配当					△43,104	
当期純損失 (△)					△82,919	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	△126,023	-
当期末残高	488,355	554,141	7,830	1,400,000	19,589	△851,000

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	1,744,938	12,270	1,757,209
当期変動額			
剰余金の配当	△43,104		△43,104
当期純損失 (△)	△82,919		△82,919
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		△10,478	△10,478
当期変動額合計	△126,023	△10,478	△136,501
当期末残高	1,618,915	1,791	1,620,707

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…… 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品 …………… 月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品（包材資材） …… 月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品（消耗品） …………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 17年～39年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用…………… 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当期対応額を計上しております。
- ③ ポイント引当金……………販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理 ……税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度における影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,205,823千円
(2) 担保に供している資産	
建 物	92,160千円
土 地	39,127千円
計	<u>131,287千円</u>
上記の資産を長期借入金2,080千円（1年内返済予定の長期借入金2,080千円を含む）の担保に供しております。	
(3) 有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳累計額	208,464千円

4. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社は、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都港区	店舗	建物等	11,307
宮城県仙台市及び柴田郡	店舗	土地、建物等	3,476

当社は、継続的に収支の把握がなされている、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングを行っており、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている資産グループの当事業年度末における帳簿価額の額を減損損失14,783千円（建物等14,010千円、土地773千円）として計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額を正味売却価額により算定している場合には不動産鑑定基準に基づく鑑定価額を使用し、使用価値により算定している場合には使用価値をゼロとしております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,806,800	-	-	1,806,800

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	370,000	-	-	370,000

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月23日 定時株主総会	普通株式	43,104	30	平成27年8月31日	平成27年11月25日

② 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
平成28年11月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	43,104	30	平成28年8月31日	平成28年11月25日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,604千円
ポイント引当金	4,958
減損損失	54,732
資産除去債務	10,449
法定福利費否認	658
税務上の繰越欠損金	31,946
その他	15,628
繰延税金資産小計	<u>122,975</u>
評価性引当額	<u>△54,396</u>
繰延税金資産合計	<u>68,579</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>4,161</u>
繰延税金負債合計	<u>4,161</u>
繰延税金資産の純額	<u>64,417</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.45%となります。

なお、この変更による当事業年度における影響は軽微であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ短期資金及び長期資金を調達しております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、主に上場株式であり市場価格変動のリスクに晒されていますが、四半期ごとに把握された時価が取締役に報告されております。

長期借入金は、固定金利による調達が殆どであり、金利変動のリスクをほぼ回避しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりませんので、(注2)をご参照下さい。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	337,604	337,604	－
(2) 投資有価証券 其他有価証券	45,281	45,281	－
資産計	382,886	382,886	－
(3) 長期借入金	1,707,243	1,713,846	△6,602
負債計	1,707,243	1,713,846	△6,602

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。また、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負債

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	
その他有価証券 (投資事業有限責任組合への出資) ※1	763
出資金 ※2	842

※1 その他有価証券 (投資事業有限責任組合への出資) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

※2 出資金につきましても同様の理由により上記の表に含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
現金及び預金		
預金	317,156	—

(注4) 長期借入金の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	361,639	350,359	299,959	219,959	190,293	285,030

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (会社等)	公益財団法人 弦地域文化支援財団	山形県 山形市	-	公益財団法人	被所有 直接 10.1	-	土地の賃貸	4,278	-	-

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針
 賃貸料につきましては、市場価格を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大場正仁	-	-	当社監査役 山形酸素株式会社 代表取締役社長	-	-	ガスの購入等	15,796	未払金	2,027

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針
 当社が消費するガスの一部について当社監査役大場正仁が代表取締役社長である山形酸素株式会社(山形県山形市、資本金1億円)から購入しております。金額につきましては市場価格を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,128円00銭
 (2) 1株当たり当期純損失金額 57円71銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年10月19日

株式会社シベール

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 辺 雅 章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 倉 大 輔	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シベールの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月20日

株式会社シベール 監査役会

常勤監査役	我	妻	良	彦	Ⓞ
監査役	大	場	正	仁	Ⓞ
監査役	高	橋	勝	幸	Ⓞ

(注) 監査役大場正仁及び監査役高橋勝幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元が、企業経営の観点から極めて重要な政策であると考えており、長期的な観点に立って配当を継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下の通りと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭と致します。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額43,104,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年11月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制のスリム化を図るため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

なお、各候補者と当社との間には何れも特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	 <p>さしま きよと 佐島 清人 (昭和22年1月18日)</p> <p>再任</p>	<p>昭和45年4月 (株)大沼入社 平成15年11月 マックスバリュ東北(株)入社 平成16年9月 当社入社 管理部長 平成16年11月 取締役 管理部長 平成17年9月 専務取締役 平成21年2月 財団法人弦地域文化支援財団(現公益財団法人弦地域文化支援財団) 代表理事 平成22年5月 代表取締役社長 平成27年11月 代表取締役会長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 平成22年5月から平成27年11月まで代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と実績があり、引き続き経営の中枢を担う必要があると判断しております。</p> <p>【特記事項】 取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年です。</p>	7,300株
2	 <p>くろき せいじ 黒木 誠司 (昭和25年12月19日)</p> <p>再任</p>	<p>昭和48年4月 (株)山形銀行入行 平成17年6月 同行 取締役本店営業部長 平成19年6月 同行 常務取締役 平成23年6月 両羽協和(株) 取締役社長 平成26年10月 当社入社 平成26年11月 専務取締役 平成27年5月 代表取締役専務 平成27年9月 代表取締役専務 営業本部長 平成27年11月 代表取締役社長 営業本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 銀行経営の経験と実績があり、平成27年11月から当社代表取締役社長に就任して経営戦略を推進しており、豊富な経験と知見は、経営トップに相応しいと判断しております。</p> <p>【特記事項】 取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年です。 (株)山形銀行は当社の取引銀行であります。</p>	3,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	 <p>くろだ たつお 黒田 辰男 (昭和34年2月25日)</p> <p>再任</p>	<p>昭和52年4月 (株)ラブランド入社 昭和54年8月 当社入社 昭和60年6月 取締役 平成18年5月 取締役 MIS事業部長 平成18年9月 常務取締役 MIS事業部長 平成27年9月 常務取締役 生産本部長 平成28年9月 常務取締役 生産本部長 兼営業本部副本部長 兼生産企画室長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 創業間もない頃から当社の経営に携わり、当社の成長に大きな役割を担ってまいりました。その豊富な経験と知見を営業・製造双方に引き続き活かせるものと判断しております。</p> <p>【特記事項】 取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって31年です。</p>	11,500株
4	 <p>ほんだ まさのぶ 本田 政信 (昭和35年5月16日)</p> <p>再任</p>	<p>昭和59年4月 日本協栄証券(株)入社 平成9年4月 (株)飯田産業入社 平成16年3月 当社入社 経営企画室次長 平成17年11月 取締役 経営企画室長 平成22年5月 常務取締役 経営企画室長 兼商品計画室長 平成23年8月 常務取締役 P I S 事業部長 兼商品計画室長 平成27年9月 常務取締役 管理本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 経営企画・商品政策・通信販売・管理部門と多方面で業務経験を積んでおり、その経験と知見を引き続き経営に活かせるものと判断しております。</p> <p>【特記事項】 取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年です。</p>	3,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	 <p>すずき はつこ 鈴木 肇子 (昭和32年7月14日)</p> <p>新任 社外</p>	<p>平成26年6月 トヨタカローラ山形(株) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成26年6月 山形ダイハツ販売(株) 代表取締役社長(現任)</p> <p>平成26年11月 (株)山形県観光物産会館 非常勤取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 企業経営者として、安定した経営手腕を発揮しており、その実績と広い見識から、当社の経営に資するものと判断しております。</p> <p>【特記事項】 取締役に就任している(株)山形県観光物産会館は、当社の麦工房メゾン分店が出店している観光施設で、当社は、同社に当該店舗の賃借料等を支払っております。 鈴木肇子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。 社外取締役として鈴木肇子氏の選任が承認された場合、当社と鈴木肇子氏の間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、事業報告11頁に記載の通りであります。</p>	— 株

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 我妻良彦氏は、辞任により退任致します。また、監査役 大場正仁氏及び高橋勝幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

各候補者と当社との間には何れも特別の利害関係はありません。

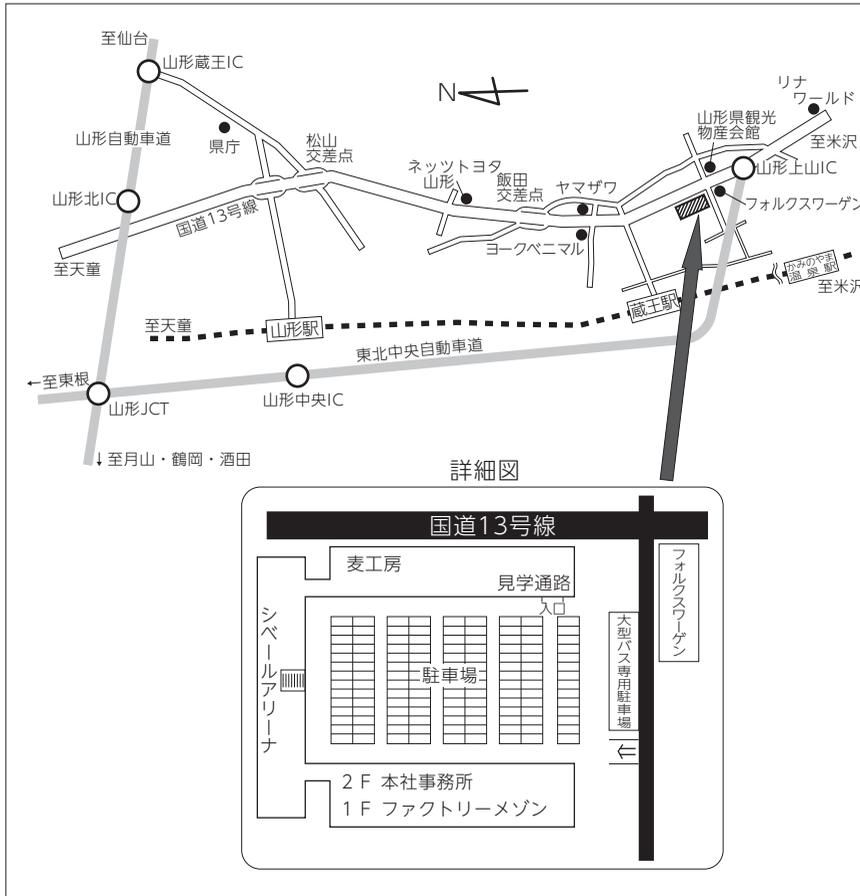
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	 こやま まさたか 小山 正隆 (昭和30年4月18日) 新任	昭和53年4月 パイオニア㈱入社 平成15年10月 当社入社 経営企画室長 平成17年11月 取締役 管理部長 平成27年9月 取締役 営業副本部長 平成28年9月 取締役 特命担当役員(現任) 【監査役候補者とした理由】 平成17年に取締役に就任以来、10年に亘り管理部門の責任者として、会計等に関する豊富な経験を積んでおり、取締役の業務執行を監査・監督するに当たり、充分な知見を有していると判断しております。 【特記事項】 現在当社の取締役であり、取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。	2,200株
2	 たかはし かつゆき 高橋 勝幸 (昭和36年4月15日) 再任 社外独立	昭和59年10月 伊藤ハム㈱入社 昭和60年7月 高橋畜産食肉㈱入社 平成17年10月 同社代表取締役社長(現任) 平成26年11月 当社社外監査役(現任) 平成28年3月 ㈱山形県観光物産会館 社外取締役(現任) 【社外監査役候補者とした理由】 企業経営者としての豊富な経験に基づく広く深い見識があり、また中立の立場にあるので、客観的に当社の経営をチェックいただけるものと判断しております。 【特記事項】 社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。 高橋勝幸氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、かつ東京証券取引所が定める独立役員候補者の候補者であります。 社外監査役として高橋勝幸氏の再任が承認された場合、当社と高橋勝幸氏の間で締結している責任限定契約を継続する予定であります。	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	 <p> こんた さゆり 今田 早百合 (昭和29年2月5日) 新任 社外独立 </p>	<p> 昭和61年2月 行政書士登録 今田早百合行政書士事務所開設(現任) 平成6年4月 (株)山形中央鑑定所 取締役(現任) 平成25年5月 社会福祉法人歓友会 監査役(現任) 平成27年12月 一般社団法人適正安全輸送協会 理事(現任) </p> <p> 【社外監査役候補者とした理由】 行政書士として豊富な経験と知見を有しており、特にコンプライアンスの観点から、取締役の職務執行を監査・監督する上で、十分な知識や経験、社会的信用を有しているものと判断しております。 </p> <p> 【特記事項】 今田早百合氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、かつ東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。 社外監査役として今田早百合氏の選任が承認された場合、当社と今田早百合氏の間で責任限定契約を締結する予定であります。 </p>	- 株

以上

会場ご案内図

会 場 山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号
シベールアリーナ
電 話 (023) 689-1131 (代表)



☆新幹線ご利用の場合

J R山形駅より車で20分
J Rかみのやま温泉駅より車で15分

☆お車ご利用の場合

山形自動車道 山形蔵王インターより20分
東北中央自動車道 山形上山インターより2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。